

# (仮称) 春日井市中小企業振興基本条例 中間案の体系図

① **前文** 市・産業の特徴、社会状況の変化、中小企業の重要性、条例制定の思いを記載

② **目的** 中小企業の振興を推進することで地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与する

## ③ 基本理念

中小企業の振興に当たっての3つの基本的な考え方を示しています。

- (1) 中小企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力を基本とし、経営の改善並びに持続的な成長及び発展が図られること。
- (2) 中小企業者が、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識のもとに行うこと。
- (3) 関係者が相互に連携するとともに、市民の理解及び協力を得ること。

## ④ それぞれの責務や役割

中小企業者、市、商工会議所等それぞれに役割があること、市民の皆さんにも理解と協力を期待することを示しています。

### 市の責務 中小企業の振興に関する施策の策定及び実施

施策の実施/施策への協力

### 中小企業者の努力

- 主体的に経営の改善並びに持続的な成長及び発展を図ることに努める
- 雇用機会の確保、人材の育成及び従業員の労働環境の整備等に努める
- 地域社会と協働することで地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することに努める
- 経営等に関わる情報収集に努める
- 商工会議所又は商店街等の団体への加入等により相互に連携及び協力するよう努める

#### 商工会議所の責務

- 中小企業者の経営の発達、改善及び革新へ取り組む
- 会員相互の関係強化の促進及び他の関係機関との連携を図るよう努める

#### 中小企業団体の役割

- 中小企業者の経営の改善及び向上へ取り組むよう努める

#### 大企業者の役割

- 中小企業者の発展に配慮し、中小企業者との連携に努める

#### 金融機関の役割

- 中小企業者との事業上の関係において、中小企業の発展に寄与するよう努める

#### 支援機関の役割

- 専門的な支援を通じて中小企業者の経営力強化に努める

#### 大学等の役割

- 産学官の連携を通じた技術開発、経営及び人材育成についての総合的な支援により、中小企業の発展に寄与するよう努める

#### 研究機関の役割

- 国、地方公共団体、民間企業との連携を通じた研究開発及びその成果を通じて、中小企業の発展に寄与するよう努める

#### 市民の理解と協力

- 地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上のために中小企業が果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努める

## ⑤ 施策の基本方針

- (1) 新たな事業の創出及び中小企業者の成長を促進すること。
- (2) 新たな企業誘致を推進するとともに、事業拡大に対応した企業立地を支援すること。
- (3) 多様な働き方及び働く機会を創出すること。
- (4) 地域の商業の活性化を促進すること。
- (5) 地域資源を活用した観光を推進すること。

## ⑥ 施策の推進

中小企業振興施策の推進に当たっては、中小企業者、商工会議所等の関係者の声を聞くこと等により、PDCAサイクルを回し取り組めます。

## ⑦ 施策の協議

中小企業の振興のための施策について、春日井市商工業振興審議会において、必要な事項を協議します。